

盛岡市市税条例について

平成 31 年 3 月 27 日

財 政 部
市 民 部

1 改正の趣旨

現在、第 198 回通常国会において審議中の「地方税法等の一部を改正する法律案」について、可決、成立し公布された際に、盛岡市市税条例の一部を改正する必要が生じることから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分により改正を予定するものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

ア 個人住民税の寄附金税額控除のうち地方自治体に対する寄附金（ふるさと納税）に係る特例控除の適用について、返礼品の返礼割合を 3 割以下とすることや返礼品を地場産品とすること、総務大臣の指定を受けた地方自治体に限られることなどが地方税法で規定されることから、その引用条項の整備を行う。

イ 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用について、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までに居住開始した場合は、控除期間を 3 年間延長し 13 年間とする。

ウ 個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用について、納税通知書が送達される時まで提出された申告書に適用される要件を不要とする。

(2) 固定資産税・都市計画税関係

法令等の改正に伴う引用条項等の整備を行う。

(3) 国民健康保険税関係

ア 基礎課税額に係る課税限度額を現行の 58 万円から 61 万円に引き上げる。

後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額については、現行のまま据え置きとなる。

区 分	改正前	改正後
基礎課税額（医療給付費等課税額）	58 万円	61 万円
後期高齢者支援金等課税額	19 万円	変更なし
介護納付金課税額	16 万円	変更なし

イ 低所得者に対する保険税軽減の対象世帯を拡大する。

前年の所得が基準以下の世帯に対しては、均等割額と平等割額が軽減される。

区 分	改正前	改正後
7割軽減	33万円	変更なし
5割軽減	33万円+27.5万円×被保険者数	33万円+28万円×被保険者数
2割軽減	33万円+50万円×被保険者数	33万円+51万円×被保険者数

(4) 軽自動車税関係

軽自動車税について、平成29年度課税分に係る軽自動車の軽減税率の規定を削除するなど、法令等の改正に伴う必要な整備を行う。

3 施行期日

- (1) 2-(1) イ, ウ, (2), (3) 及び(4) 平成31年4月1日
- (2) 2-(1) ア 平成31年6月1日